

# KULS ニュースレター No. 46

## INDEX

### ーリーガルクリニックA 特集号ー

●平成24年度 リーガルクリニックAの開催について

●受講者 エッセイ

●平成24年度 リーガルクリニックAの開催について ●

平成24年度のリーガルクリニックA(司法過疎地における法律相談実習)を、2月7日から11日の5泊6日(うち初日と最終日の2泊は船中泊)の旅程で、徳之島の徳之島町、天城町、伊仙町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は昨年にも続くもので、1月の広報の開始以来、相談予約の問い合わせが続々と寄せられ、徳之島町役場で17件、天城町役場で19件、伊仙町で8件、合計44件の相談に対応しました。昨年は徳之島町、天城町で23件

でしたが、大幅な増加と言えるでしょう。

参加学生は本学より7名。この科目は九州大学法科大学院の「リーガルクリニックII」との共同開講になっており九大法科大学院の学生2名と、本学のこの科目を単位互換科目とする熊本大学法科大学院より1名の学生が受講し、合計11名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、本田貴志講師、林宏嗣講師の各弁護士、米田憲市教授が、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授(弁護士)が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、徳之島簡易裁判所の施設を見学し、登山書記官より地域の司法事情をお話いただきました。

また、今年のプログラムでは、韓国の仁荷(インハ)大学校法科大学院の修了生である李宝羅さんが参加されたことは特筆すべきことでしょう。行きの船中から、本学、九大、熊大の学生達とともに、事件予約票から相談の対応についての検討を熱心に行い、その後も全てのプログラムを通じて、非常に大きな刺激を与えてくれました。

この実習は、昨年に続き司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となり、奄美で活動する正込健一郎弁護士、京都産業大学の草鹿晋一教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、弘前大学の飯考行准教授、本学の

南由介准教授、本学法政策学科の大野友也准教授が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。今年はやや天候に恵まれず、多少の揺れがあって、きつい思いをした学生もいましたが、充実したプログラムを展開できました。以下、今年の参加学生のエッセイを紹介します。

## ● 受講者 エッセイ ●

### 吉松 恵理 さん

今回、リーガルクリニックAの徳之島での法律相談を行うにあたり、私の心中は複雑なものであった。憧れの弁護士の仕事の一部を間近に見て、多くを学べる機会でもある一方で、これまでの自身の経験や学習が試される場面でもあり、弁護士が同席するとはいえ、知識の面でも、人間的にも、中途半端な自分が、法律相談というかたちで、相談者の人生に一瞬でも関与し、相談を受ける側として対応することが、正直怖くもあった。

とくに、相談の前は、不安と緊張とが入り混じり、自分の中に、いろんな感情が渦巻いていた。私が、今回担当した相談は、2件とも、事前の予約の段階で、何も具体的な情報がなく、「〇〇について、相談したい」ということしか明らかではなかった。事前検討会においても、先生方に「これは、その場で話を聞いてみるしかないから、話を聞くことを楽しんで」と言われるだけだった。私は、その場で急に対応することが苦手であり、極度の心配性な性格もあって、事前準備ができないことが大変苦痛だった。それでも、予約票に書かれた数少ない情報から、相談内容を予測し、下調べをして相談に臨んだ。しかしながら、結局、事前準備は何も役に立たずに終わるといふ始末だった。先生には、「よくあることだ」と励まして頂いたが、当時は、心を持ち直すのが大変だった。

今にして思えば、十分に事前準備のできない相談を担当してみても良かったと思う。先生に言われたように、「楽しむ」ことはできなかったが、目の前にいる人の抱える問題について、解決に向けて聞き出すべき事実は何かをその場で瞬時に考える「訓練」はできた。これは、問題点を把握し、要件事実を抽出する作業として、司法試験にも通ずるものであろう。実際に、相談の場で、その事実を思いついて質問できれば良かったのだが、ほとんどできなかったことは、今回大いに反省すべき点であ



(船内個室にて、事前検討・打合せを行う)

る。現在、徳之島には弁護士はいない。しかしながら、悩みを抱えている人は、徳之島にもいる。ニーズがないから、弁護士がいなくてもいいのではないのである。それを勘違いしてはいけないと思った。そして、今回の経験を通して強く実感したことは、弁護士は、どこに行っても、どんな時でも、悩みを抱える誰かの力になれるということである。弁護士は、悩みを抱える人の「悩み」という荷物を一緒に持ってあげられる仕事なのではないだろうか。相談を終えて、帰られる相談者の顔を見て、そう思った。たとえ、わずかであっても、それは、とても力強いのだろう。今回の法律相談で、そうした光景を幾度となく目にして、弁護士の先生方をより一層素敵に感じた。そして、私もそんな素敵な弁護士を目指すために、一緒に荷物を持てる程に力を蓄えなければならないと思った。今回の実習では、とても貴重な経験ができた。これを励みにして、今後、より一層勉学に励みたいと思う。

### 井川原 沙希 さん

今回のリーガルクリニックAを通じて、様々な貴重な体験をすることができました。まず、離島、中でも弁護士がおらず、まさに司法過疎地といふべき徳之島で法律相談を行うことができ、この無料法律相談に対する反響が大きかったというのが衝撃的でした。2日とも各会場に設けられた飛び込み用の相談枠がほぼ全て埋まるという状況で、潜在的に法的サービスの需要があるということを感じることができました。また人間関係が密という特質上、相談に行くことや裁判所に立ち入ることすらためらう人がいること、相談会場を居住地とは敢えて違う場所を選んでくる人がいること、具体的な紛争や問題が生じていることの解決策を求める人より、将来起きうる法的不安の解消としての助言を求める人がやや多いように感じたこと、はたまた単に弁護士という法律の専門家に話



(徳之島簡易裁判所 庁舎)



(徳之島簡易裁判所の登山書記官に、徳之島の司法事情をお話いただきました。)

を聞いて欲しいという需要もあることなど、弁護士が増え、食べていけないような弁護士もいると聞くこの時代にも、まだまだできることはたくさんあるのではないかと感じさせられました。そして私は、そういった話を聞いて欲しい、離婚や相続の制度はどうなっているのか、というささいな相談にも対応できる町医者のような弁護士になりたいと強く思いました。

また大御所といわれる弁護士の先生方から若手の弁護士の先生方まで、さまざまなタイプの弁護士の先生の法律相談に同席させていただいたことは非常に有益な勉強となりました。その中で、相談者の気持ちを汲みながらもそれとは区別してしっかりと法的アドバイスを行うということが大事だということを経験させていただいたように思います。

さらに今回は、九州大学法科大学院から2名、熊本大学法科大学院から1名、韓国の法科大学院の修了生が1名参加されており、他の法科大学院の様子やはたまた国を越えて韓国の法科大学院や司法試験、法制度について話を聞くことができ、自分がいかに恵まれた環境で学習できているかということがわかり、いい刺激を受け視野が広がり、非常に勉強になりました。そして韓国の学生の方が最後の夜の懇親会で「みんな弁護士に

なった後にも、国を越えて友情を育てて生きてい」とおっしゃってくれたことがとても嬉しく、印象的でした。またこの懇談会では様々な先生方とざっばらんにいろいろな話をさせて頂き、憧れの対象である弁護士の先生方をより身近に感じることができ、より法曹を目指したい意識が高まりました。

今回のこの貴重な経験により、より法曹を目指したいという士気を高めることができました。この気持ちを忘れることなく、また日々勉強に尽力していきたいと強く思います。

## 川畑 貴胤 さん

### 1.はじめに

2012年度のリーガルクリニックA実習は、私にとって他で得がたい素晴らしい経験であった。順を追って説明していきたい。

### 2.日程1日目

日程1日目、鹿児島市内から徳之島へ移動日。学生は、予約票を検討して担当決めしなければならない。しかし、移動の船内は蒸し暑く、海は荒れ、船の揺れは大きい。悪環境の中、船酔いと戦いながら、初見の相談予約内容を素早く把握し、各学生の担当を決めて行った。わずか30分後には、担当決めは終了し、残りの時間は各自の相談内容についての議論に当てられた。私には初日から精力的かつ効率的な取り組みをする仲間が頼もしかった。

### 3.日程2日目

日程2日目、簡易裁判所見学の後、相談会場の下見と設営をした。ここでも、スムーズに各自が意見を出し合い、短時間に合意が取れ、それに向かって各自が無駄のない動きをした。私には、このメンバーなら明日からの相談において、何があっても対応できるという信頼感が生まれていた。

### 4.日程3・4日目

#### (1) ニアミス

日程3・4日目、法律相談本番。「毎年必ず何かのトラブルがある。」事前に言われていたものの、振り返るとトラブル続きの2日間だった。全て挙げるとキリがない。印象的だったのは、日程3日目、朝一番からトラブルだ。前日の下見の時点で、待合室に想定していた調理室が、相談当日は鍵がかかっていて使えなかった。それに気づいたときは、お客様がすでに相談会場にいらしていた。お客様同士が鉢合わせてしまう可能性もあったが、なんとか、それに至らず事なきを得たが、完全に泡を食ってしまった。

#### (2) ダブルブッキング

また、日程3日目の昼頃には、ダブルブッキングがあった。他会場で予約を受理した旨の連絡が届かないうちに、こちらでも同時間の予約を受理してしまったのだ。間が悪いことに、飛び込みであつ

たから、つい連絡先の聞き取りを忘れてしまっていた。これでは、予約を変更することができない。しかし、幸いなことに、予約票に住所は残されており、住所をもとに公立図書館から借りた電話帳を使って電話番号を知り、連絡を取るというウルトラCで切り抜けた。

#### (3) トリプル

日程4日目、朝一番から3つのトラブルが発生した。①13時から予定のお客様が9時に会場にいらっしまったこと、②一人1時間のところ、2時間相談なさるお客様がいらっしまったこと、③予定していた時間に会場に来れないから時間を延期して欲しいというご依頼があったこと、である。当初の予定は崩壊した。詳細は割愛するが、相談時間の交換、ピンチヒッターで他の弁護士が担当して下さるなど素晴らしい機転と尽力で無事に相談は終了できた。当初の予定と異なるのだから、各学生のスケジュールの把握は当然甘くなってしまう。お互い確認しながら、慎重に運営を行った。とても一人では切り抜けられなかったと思う。相談の成功という目標に、チームは一体となっていた。

#### 5 おわりに

こうして振り返って思うのは、実習一つ取ってみても、決して自分一人では処理しきれないトラブルはたくさんあるのだから、個人色の強いと思われがちな法律専門職でも、その仕事の成否は、チーム(組織)としてのあり方が左右するということだ。そして、周囲とのコミュニケーション、信頼関係の形成がその大きな要素であるということを感じ、強く感じる。当たり前のことと笑われるかもしれないが、私にとっては、その当たり前のことの大切さを自らの経験をもって確信でき、大きな収穫となった。

## 土橋 哲人 さん(熊本大学)

「なんてタイトなスケジュールなんだ!」、僕が一番初めに感じたことです。それが帰りの船の中では、「なんて充実した5泊6日だったことか!」に代わっていました。それはこの科目に以下に述べる意義を感じたからだと思います。

#### ①自分の法律相談に意見を貰える。

熊本大学も司法過疎地で法律相談会を開いており、弁護士の先生方の法律相談を「見学」することはできます。しかし、生徒の相談者に対する「質問」や「助言」は今のところ認められていません。今回の離島法律相談は弁護士の先生方にフォロ

ーされながら自らが主体となって「質問」や「助言」をすることができ、後にアドバイスを貰えるという経験は大変有意義なものでした。

同時に、法律家に助けを求める人に対して「助言」をすることの責任の重さを実感しました。



(相談日前日に行われる事前検討会(上)と、相談後の事後検討会(下)の様様)

#### ②司法過疎問題を肌で感じるができる。

「司法過疎問題」、これまで幾度となく耳にしてきた言葉であり、自分でもそれなりに考えてきたつもりでした。しかし、実際に裁判所職員の方や相談者の話しを聞くにつれて、聞きなれた「司法過疎問題」に対し、どこか恐ろしさにも似た危機感を覚えました。「この島は人権もない島だってことをあんたら本土の人間に伝えたい。」ある相談者の一言です。まるで別な国の人と話しをしているかのようでした。こればかりは、直接「見て」「聞いて」体験しないと理解しがたい感覚です。机の上で学ぶことのできない貴重な体験になりました。

#### ③多大学連携により情報交換ができる。

鹿児島大学をはじめ、九州大学、韓国の法科大学院生と交流し、情報交換できたことは司法試験に向けた励みにもなりました。

最後に、僕は鹿児島県で弁護士活動を志望しているので、今度は「先生」の立場で同行させて頂きたいと思います。学生ならびに先生や事務のみなさん、本当にありがとうございました。



(会場のひとつとなった、天城町中央公民館)